

仕 様 書

1 賃貸借対象物件

地方公共団体情報システム機構（以下J-LISという）が提供する「らくらく窓口証明書交付サービス（以下本サービスという）」を利用するために必要な機器（ハードウェア・ソフトウェア）一式

2 数量

1式

3 賃貸借期間

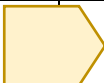
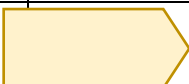
令和7年11月1日から令和10年10月31日まで（36か月）

（地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

4 スケジュール

令和7年11月から本サービスによる証明書交付を実施できるよう、対象物件の調達および対象物件に必要なソフトウェアのインストールおよび初期設定を行い、「5 賃貸借の場所」に納入、設置し、動作検証を完了すること。また、対象物件の納入から利用開始までのスケジュールを作成し、事前に賃借人の承諾を得ること。

なお、賃借人が想定する主なスケジュールは以下のとおりである。

年度	R7年度			
月	9月上旬	9月下旬	10月	11月
機器調達				
初期設定作業				
納入、設置・現地設定作業				
リハーサル・動作検証				
本稼働				

5 賃貸借の場所

吹田市役所本庁舎 中層棟1階 市民課窓口前フロア及び事務室

6 機器等の条件

(1) 機器構成

項番	要件	必須仕様
1	端末	Windows OS 搭載タブレット または タッチパネル付 PC
2	CPU	Celeron 1.20GHz 相当以上
3	メモリ	2GB 以上
4	ディスク容量	40GB 以上
5	LAN ボード	100Base-TX/10Base-T 自動認識対応 ×1
6	ディスプレイ	1024×768 ドット表示、65536 色表示以上 タッチパネル対応
7	IC カード R/W	PC/SC 又は NMDA ドライバインタフェースを持つこと。公 的個人認証適合性検証済み R/W であること。 オープン型、又は手動差し込み式であること。 (吸い込み式ではないこと) ※IC カード仕様によって使用できる IC カード R/W に制 約あり。詳細については、R/W ベンダに問い合わせ。
8	受付書用レシートプリンタ	受付書を印刷するためのプリンタ。他の書類の印刷用プリ ンタとの共用可能。
9	のぞき見防止フィルター	納入する機器に応じたサイズでタッチパネル対応のもの
10	セキュリティロックセット	南京錠およびワイヤー式(ダイヤル式の場合は 4 桁以 上とすること)

※機器には動産総合保険を付保し、保険料は賃貸人が負担すること。

※証明書・申請書・領収書発行用プリンタは賃借人が用意する。

(吹田市既存プリンタ(NEC製MultiWriter8700)を使用するためドライバをインストールすること。)

(2)ソフトウェア構成

項番	ソフトウェア	用途	入手先
1	Windows 11 Pro(64bit 版)	OS	Microsoft 社
2	Microsoft Edge	ブラウザ	Microsoft 社
3	Amazon Corretto 11 以上	Java 環境	Amazon Web Services 社
4	IC カード R/W のドライバ	IC カード操作	R/W 提供ベンダ
5	レシートプリンタ・証明書印刷用プリンタ のドライバ	プリンタの印刷 処理用	プリンタ提供ベンダ
6	Adobe Acrobat Reader DC	証明書印刷用	Adobe 社
7	Meadco's ScriptX	受付書・領収書・ 申請書印刷用	Meadco 社
8	Visual Studio 2013 Visual C++再頒 布可能パッケージ(32 ビット版)	ActiveX 動作用	Microsoft 社
9	Symantec Endpoint Protection ライセンス版(最新版) 定義ファイル更新及びバージョンアップ権 を含む。 ※令和 10 年 8 月 31 日まで有効なライ センスを納品すること。	ウィルスチェック ソフト	Symantec 社
10	窓口申請ツール (J-LIS 作成・賃借人提供)	窓口申請ツール	BOS システム
11	窓口申請ツール構築支援ツール (J-LIS 作成・賃借人提供)	窓口申請ツール の構築	BOS システム

Adobe Acrobat Reader DC については、adobe 社の WEB サイトからダウンロードすること。

Meadco's ScriptX については、Meadco 社の WEB サイトからダウンロードすること。

7 初期設定および動作検証

次のとおり本サービスの利用に必要なソフトウェアのインストールおよび初期設定と、事前の動作検証を行うこと。

また、本サービスの利用機器の配線(ネットワークケーブル、電源コードの配線を含む)を行うこと。配線は吹田市指定の経路に敷設すること。経路のうち指示した部分は天井裏に這わせるための電気工事(穿孔工事)を行うこと、または配線モールを設置すること。電源コード、LANケーブル、行先表示札(タグ)、モール等の部材は受託者が用意すること。

(1) 賃借人が提供する構築手引書（J-LIS作成）等をもとに、ソフトウェアのインストールおよび初期設定を行うこと。なお、納入、設置前に賃貸人の管理する場所では実施することを想定しているが、賃借人と協議のうえ、賃借人の施設で実施することも可とする。その場合、当該施設管理者の指示にしたがい作業を行うこと。

(2) 機器の電源確保と LAN への接続について

ア 電源

吹田市指定の電源コンセント（1口）から、機器設置場所まで配線し、納入機器に必要な口数のタップを設置すること。配線は市民・職員が通行する場所は床以外の壁・天井へモール等を設置のうえ配線すること。配線経路は別紙を参照すること。

イ LAN 配線

吹田市指定の既設 HUB から、端末まで配線すること。ケーブルはカテゴリ-5e とし RJ45 コネクタで終端すること。配線は主として天井裏に這わせることとし、それ以外の箇所について市民・職員が通行する場所は床以外の壁・天井へモール等を設置のうえ配線すること。配線経路は別紙を参照すること。

HUB のポートは別途指示する。LAN 通信線の両端に、本市の指示により行先表示札（タグ）を作成の上、取り付けること。

(3) 「吹田市情報セキュリティポリシー」に基づき、賃借人の指示にしたがい、必要なセキュリティ設定を行うこと。なお、セキュリティ対策ソフトウェアは、賃借人より提供するソフトウェアをインストールし、設定すること。

(4) 「5 賃貸借の場所」に納入、設置後、端末のネットワーク設定等の現地作業を実施すること。なお、証明書・申請書・領収書発行用プリンタとして、賃借人が用意した既設のプリンタに接続すること。また、作業完了後、賃借人および賃借人の既存住基システムベンダーと協議、調整のうえ動作検証を実施すること。

8 保守およびサポート

保守およびサポートについては次のとおり行うこと。

(1) 保守期間

賃貸借期間と同様

(2) 保守対応日時

- ① 窓口開庁日（土日祝休日および12月29日～1月3日を除いた日）の午前9時から午後5時30分まで。
- ② 上記①に掲げる保守対応除外日以外の日に保守対応不可となる日がある場合は、事前に賃借人に報告し、了承を得ること。
- ③ 上記②に示す保守対応不可となる日は、合わせて年間10日以内とすること。

(3) 保守対応範囲

- ① 賃貸借対象物件の操作方法等に関する問合わせに、電話等により対応すること。
なお、賃借人からの連絡は1か所からのみ行うものとする。
- ② 賃貸借対象物件に故障や不具合が生じた場合の処置または修理を行うこと。
- ③ 障害機の引取りおよび再設置に係る送料等については賃貸人が負担すること。
- ④ 再設置後は本サービスを利用できるよう、再セットアップを行うこと。
- ⑤ 修理対応は原則10日以内に完了するものとする（ベストエフォート）。
- ⑥ 利用者操作端末のOS はMicrosoft 社のサポート対象外とならないよう、必要に応じてOS のアップデートまたはアップグレードを実施すること。

(4) 保守対象外となるもの

保守期間内においても、下記事項に該当する場合は、賃借人がその費用を負担する。

- ① 使用上の誤り、または不適切な扱いによる使用に伴う故障および損傷
- ② 不当な修理や改造を行った場合
- ③ 納品後の輸送、落下、水没、水濡れ等による故障および損傷
- ④ 火災、地震、異常電圧およびその他の天変地異に起因する故障および損傷
- ⑤ バッテリー等の消耗品の交換
- ⑥ その他賃貸人の責任とみなされない故障および損傷

9 機器の撤去およびデータ消去

賃貸借期間満了後等に対象物件を撤去する際、撤去費用は賃貸人の負担とし、賃借人の指示に従って速やかに撤去すること。電気工事を行った箇所については原状復帰（穴埋め作業）を行うこと。

LANケーブルの端末側はモール撤去・穴埋め実施の上、ケーブルを天井内に残置すること。ハブ側は撤去作業不要とする。

また、賃貸人は、撤去時または保守対応により記憶装置を交換した場合はデータ消去を行い、速やかにデータ消去報告書を提出すること。

10 その他の納入物

賃貸人は、契約書に定めのあるもののほか、下記に掲げるものを賃借人に納入すること。

- (1) 賃貸借物品一覧 1部
- (2) セットアップマニュアル、インストールマニュアル 2部
- (3) データ消去報告書（記憶装置交換後および機器撤去後） 1部

11 個人情報の保護に関する諸法令の遵守

業務の処理に当たっては、個人情報の保護に関する諸法令を遵守するとともに、「吹田市個人情報保護条例」「吹田市情報セキュリティポリシー」に基づいた適切な対応をすること。